

(議事録)

賃金指導官 令和6年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。
なお、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進
行いたします
委員になられた方々には予め辞令を座席に置かせていただきました。
まず、定足数の確認をいたします。なお、業種名は略称で申し上げます。
非鉄金属は8名の出席、1名の欠席
電子部品は8名の出席、1名の欠席
輸送用機械は9名の出席、欠席者なし
光学機械は8名の出席、1名の欠席
自動車小売は8名の出席、1名の欠席
です。
各専門部会とも委員の3分の2以上が出席されていることから、審議会
令第6条第6項の規定により、各専門部会は有効に成立しておりますこと
をご報告いたします。
なお、本合同専門部会は公開としておりますが、傍聴者はありません。
続いて、労働基準部長より、ご挨拶申し上げます。

労働基準部長 皆様お疲れ様でございます。労働基準部長の稲葉でございます。
日頃から私ども労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力いただ
いております。ありがとうございます。
さて、7月29日に第3回埼玉地方最低賃金審議会におきまして、
埼玉労働局長から特定最低賃金の改正について諮問いたしました。そ
して特定最低賃金の専門部会を設置することとなりまして、その後各
団体のほうから推薦によって委員の任命をさせていただきました。委
員になられた皆様方には任命通知書を置かせていただきました。あら
ためてご確認のほどよろしくお願ひいたします。
いうまでもないことですが、特定最低賃金の審議につきましては、
労使のイニシアティブにより進めていただくものでございます。審議
日程など限られていますからそれぞれ次回の専門部会で部会報告をま
とめていただきますようよろしくお願ひを申し上げます。
以上簡単ではございますが本日の合同専門部会の開催にあたりまし
て冒頭のご挨拶といたします。皆様方どうぞよろしくお願ひ申し上げ
ます。

賃金指導官 続いて、埼玉地方最低賃金審議会 土屋会長からご挨拶をお願いい
たします。

土屋会長 審議会会長の土屋と申します。よろしくお願ひいたします。本日は

お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

すでに皆様ご承知かと思えますけれども地域別最低賃金につきましては50円引上げ、時間額1,078円で、10月1日から1か月少し後ですけれども発効となります。この金額につきましては、公労使三者で真摯に審議を尽くして全会一致で結論を得たものであります。ただ審議日程につきましては予備日2日間設けておりましたが、その予備日2日間最大使ってなんとかまとまったということでもあります。50円という金額につきましては、過去最大の引上げということで、また影響率につきましても20%を超えているということで、非常に大きな影響がある引上げとなっています。この周知啓発につきましては、労働局のほうで中心となって行われるものですが、お集りの労使の皆様にもその点につきましてご協力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

本日から特定最低賃金の審議が行われます。原材料費や消費者物価の上昇のもとで難しい状況の中での審議となります。また今年度につきまして、昨年度と同様のことではありますけれども地域別最低賃金が10月1日から1,078円になるということで、そうなりますと、現行の特定最低賃金5業種すべてが、それにいわば埋没するという状況になります。特定最低賃金の在り方、意義につきまして今年度の審議においても特に各部会の中でご議論いただくことが重要かと考えております。先ほど基準部長からもありましたけれども特定最低賃金については労使のイニシアティブにおいて決定されるべき性格のものとなっています。それぞれの部会で各委員の労使の皆様によりイニシアチブを発揮していただき、できましたら全会一致での結論が得られますように審議を尽くしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

賃金指導官

次に、委員のご紹介ですが、委員名簿の配布をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

配布資料の確認です。資料は一覧のとおりですが、欠落等ありましたら、事務局にお申し付けください。

議題1は各部会長及び部会長代理の選出です。

部会長及び部会長代理は最低賃金法第25条第4項の準用規定による同法第24条において「公益委員の中から委員が選挙する」と規定されています。

この会議に先立って公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、

非鉄金属 部会長 小寺委員 部会長代理 福田委員

電子部品 部会長 鈴木委員 部会長代理 小寺委員

輸送用機械	部会長	福田委員	部会長代理	土屋委員
光学機械	部会長	野崎委員	部会長代理	土屋委員
自動車小売	部会長	野崎委員	部会長代理	鈴木委員

とのご推薦がありました。

委員の皆様にお諮りし、承認を得たいと思います。

公益代表委員ご推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金指導官

例年、特定最低賃金合同専門部会は、各部会長の中から部会長代表を決めていただき、議事進行をお願いしているところです。

事前の打合わせにより、部会長代表に、輸送用機械部会の福田部会長が推薦されました。公益委員ご推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金指導官

それでは、福田委員、部会長代表として議事進行をお願いします。

福田部会長代表

それでは部会長代表として全体の議事を進めさせていただきます。
本日の議事録の確認者は、公益委員は私が、労働者側委員は迫委員、使用者側委員は廣澤委員をお願いします。

なお、本部会は埼玉県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項の規定により公開とし、議事録についても同規程第8条により公開とします。

次に議題2で、公示に基づく関係労使の意見書についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

8月5日の令和6年度第7回埼玉地方最低賃金審議会において、改正の必要性ありとされた5つの特定最低賃金の改正について、同日から8月23日まで、関係労使からの意見を求めたところ、意見書が1件提出されました。提出された意見は、資料18として配布しております。

この意見書は、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金が適用される使用者から提出されたものですが、審議会の資料として公開する際は社名を伏せてもらいたいとのご要望でしたので、社名等を黒塗りしています。

意見の要旨は、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を、埼玉県最低賃金と同額にしてもらいたいというものです。

意見書については、以上です。

福田部会長代表 はい、ありがとうございます。議題2についてはこれでよろしいですか。

議題3に行かせていただきます。各特定最低賃金の改正決定についてです。

事務局から配布資料について説明してください。

賃金室長 配布資料は資料目次の通り資料1から資料23までとなっています。資料1は各部会の委員名簿、資料2は専門部会運営規定、資料3は第2回専門部会の開催日程案です。

資料4は特定最低賃金の改正決定に関する諮問文の写しです。改正の申し出のあった5つの特定最低賃金について、改正の必要性の有無について審議することを求めると同時に、改正の必要性ありと判断されたものについては、改正決定、すなわち、金額についても審議することを求めて諮問しております。

本審においてご審議いただいた結果、資料5のとおり、5業種全ての特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申がなされました。

資料6は、現行の特定最低賃金と、労使協定の最低額をまとめたものです。この労使協定の最低額は、資料7の特定最低賃金の改正を求める申出書に添付された、事業場内最低賃金に関する労使協定のうち、それぞれの業種で最も低い金額を表示したものです。

資料8は、埼玉県最低賃金と各特定最低賃金の未満率及び影響率の推移です。

資料9は、最低賃金に関する基礎調査の結果、業種ごとに分けております。資料10は、令和6年春季賃上げ状況をまとめたものです。

資料11から資料13は、埼玉労働局が毎月発表している労働市場ニュース、毎月勤労統計調査、さいたま市消費者物価指数、それぞれ最新のものを配布しております。

資料14は、特定最低賃金に関連する各種統計資料をまとめたものです。

資料15から資料17は、埼玉県鉱工業指数、県内の新車登録台数、中古車登録台数の最新のデータです。

資料18は、特定最低賃金の改正に関する公示に基づいて提出された意見書です。

資料は以上です。

福田部会長代表 はい、ありがとうございました。

福田部会長代表 大丈夫でしょうか。ほかにご質問等あれば。
それでは、各特定最低賃金の第2回専門部会の開催日程について、確認したいと思います。

開催日程については、事前調整により資料3のとおり日程案をお示ししているところです。お手元の資料3を見ていただいて、それぞれご自分のご都合と突き合わせていただいて、開催日程で不都合のある方いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。それでは、この日程案のとおり開催させていただくということでしたと思います。したがいますと今のところ全員出席に近い形で委員の3分の2以上の出席、公労使それぞれ3分の1以上の出席ということの有効に開催できるということになるかと思いますが、大丈夫ですか。

ここまで、ご質問とかご意見とかおありになれば。

よろしいですか。

議題4はその他です。まず、委員の先生方から何かありますか。

質問の残りでも遠慮なく。

事務局から何か付け加えることありますか。

賃金室長 事務局からは特にございませぬ。

福田部会長代表 それでは、以上をもって第1回特定最低賃金合同部会を終了します。
ありがとうございました。

— 了 —